

様式第3号

堺市在日外国人高齢者給付金支給決定通知書

第 号  
年 月 日

様

堺市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度堺市在日外国人高齢者給付金については、次のとおり支給することに決定したので通知します。

記

生年月日	
現住所	
支給額	月額 10,000 円
支給期間	

支給条件

- 1 住所、氏名等に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- 2 公的年金又は生活保護を受給されたときは、届け出てください。
- 3 次の各号のいずれかに該当したときは、給付金の決定を取り消し、又は既に支給した給付金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。
  - (1) 偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けたとき。
  - (2) 受給権を喪失した後に給付金を受給したとき。
  - (3) 堺市在日外国人高齢者給付金支給要綱又はこれに基づく指示に違反したとき。
- 4 毎年度7月に更新のため現況届の用紙を送付しますので、7月末日までに記入のうえ提出してください。提出されないと、その年度の4月分からの給付金の支給ができなくなりますのでご注意ください。